

議員提出議案第 2 号

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正
する条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別
紙のとおり提出する。

令和 2 年11月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司 様

提出者	三鷹市議会議員	粕 谷 稔
賛成者	〃	土 屋けんいち
〃	〃	穴 戸 治 重
〃	〃	寺 井 均
〃	〃	谷 口 敏 也
〃	〃	大 城 美 幸
〃	〃	野 村 羊 子
〃	〃	山 田 さとみ
〃	〃	成 田 ちひろ

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正
する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成 5 年三鷹市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第 7 条第 2 項の規定の適用については、令和 2 年12月 1 日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の220」とする。

提案理由

期末手当の支給率を引き下げるため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

新	旧																
(期末手当) 第 7 条 第 1 項 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 225</u> を乗じて得た額に、基準日前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6 月</td><td>100 分の 100</td></tr> <tr> <td>3 月以上 6 月未満</td><td>100 分の 60</td></tr> <tr> <td>3 月未満</td><td>100 分の 30</td></tr> </table> 第 3 項 省略 <u>附 則</u> (施行期日等) 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例第 7 条第 2 項の規定の適用については、令和 2 年 12 月 1 日を基準日として支給する期末手当に限り、同項中「100 分の 225」とあるのは、<u>「100 分の 220」とする。</u>	在職期間	割合	6 月	100 分の 100	3 月以上 6 月未満	100 分の 60	3 月未満	100 分の 30	(期末手当) 第 7 条 第 1 項 省略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職等をした日現在）において、同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>100 分の 230</u> を乗じて得た額に、基準日前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6 月</td><td>100 分の 100</td></tr> <tr> <td>3 月以上 6 月未満</td><td>100 分の 60</td></tr> <tr> <td>3 月未満</td><td>100 分の 30</td></tr> </table> 第 3 項 省略	在職期間	割合	6 月	100 分の 100	3 月以上 6 月未満	100 分の 60	3 月未満	100 分の 30
在職期間	割合																
6 月	100 分の 100																
3 月以上 6 月未満	100 分の 60																
3 月未満	100 分の 30																
在職期間	割合																
6 月	100 分の 100																
3 月以上 6 月未満	100 分の 60																
3 月未満	100 分の 30																